

(様式第2号)

監 委 第 6 7 号

令和7年11月11日

太 田 市 長 穂 積 昌 信 様
太 田 市 議 会 議 長 星 野 一 広 様
太田市教育委員会教育長 江 原 孝 育 様

太田市監査委員 長 瀬 裕 一
太田市監査委員 矢 部 伸 幸

定 期 監 査 結 果 報 告 書
(教育委員会、小・中学校・義務教育学校)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 22校(小学校13校、中学校9校)
九合小学校・南小学校・宝泉南小学校・中央小学校・宝泉東小学校
沢野中央小学校・尾島小学校・世良田小学校・木崎小学校
生品小学校・綿打小学校・藪塚本町小学校・藪塚本町南小学校
東中学校・南中学校・宝泉中学校・旭中学校・尾島中学校
木崎中学校・生品中学校・綿打中学校・藪塚本町中学校
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的かつ効果的な予算執行が行われているか。
(2) 契約事務において不適切な事務処理はないか。
(3) 保管金等の管理は適正に行われているか。また、出納簿を備え、校長による定期的な確認がされているか。
- 5 監査の実施内容
(1) 監査の方法

監査の実施にあたっては、各監査対象における令和7年度(監査基準日:令和7年8月31日)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、学校関係職員等から

説明を求め、関係諸帳簿を調査した。また、監査対象校から2校（宝泉東小学校及び東中学校）を抽出して監査委員による現地監査を行った。

（2）監査の期間

令和7年9月29日から令和7年10月21日まで

6 監査の結果

監査対象校における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

事務処理において見られた誤りについては、該当の校長に対し文書にて再発防止を指示した。

監査の結果については以上のとおりであるが、今回の監査について次のとおり意見を付記する。

太田市においては、学校に係わる財務会計処理のうち各学校で行うものがある。学校での財務会計処理は、各学校に配属された群馬県職員である学校事務職員が、太田市の契約規則や会計事務処理の手順に則って行うわけであるが、「処理について複雑で時間がかかる」、「処理の流れが分かりにくい」と感じている職員がいる実態があることを把握した。

教育委員会事務局においては、マニュアルの作成や研修会の開催、学校事務職員においては、共同学校事務室を活用した学習を行い、情報の共有を図っているとのことであるが、依然として多くの誤りが発生している。

こういった事実から、市の契約事務及び財務会計処理について、より一層理解を深めるための方策を実施すること、あるいは、学校の財務会計処理について根本的な見直しを行うことなど、学校において誤りのない財務会計処理がなされるよう検討されたい。